

滋賀県文化審議会第2回会議 議事録概要

- 1 日 時 平成22年3月23日(火) 16:00～19:00
- 2 場 所 滋賀県公館
- 3 出席者 委員：東委員、杉江委員、高木委員、巽委員、辻委員、殿村委員、
中井委員、中川委員、中島委員、貫名委員、平田委員、福山委員
(12名出席)
事務局：嘉田知事、山田部長、関課長など
- 4 議 題 (1) 分野別学識経験者ヒアリング
平田オリザ 委員 「芸術文化・文化政策について」
東 幸代 委員 「生活文化について」
中島 誠一 委員 「博物館運営について」
(2) 県民の意見の反映方法について
(3) その他
- 5 議事録概要 以下のとおり

知事あいさつ

- ・「文化」と「環境」は未来への投資である。
- ・滋賀は、国指定重要文化財の件数が全国第4位であるなど、質・量ともに誇るべき文化財を保有している。また、近年では、びわ湖ホールの創造的な舞台芸術の取組が国内外で高い評価を得るなど、新たな芸術活動も活発になっている。また、おこない(神事)など年中行事、生活文化というところでも大きな宝がある。こうした中で、伝統の継承と新たな価値の創造による滋賀ならではの文化を守り育て、滋賀を元気にするとともに、滋賀ブランドとして国内外へ発信する戦略を、文化振興基本方針に盛り込めればと考えている。

(1) 分野別学識経験者ヒアリング

平田オリザ 委員 「芸術文化・文化政策について」

- ・図書館には「図書館法」、美術館には「博物館法」があり、司書や学芸員という職の設置が定められている。しかし、劇場には、劇場とは何か、つまり劇場で働く人の資格や職務内容などが規定された法律がない。これらを規定した「劇場法」が今秋に成立すると言われている。このことを踏まえ、滋賀県の文化政策を検討できれば良いと思う。
- ・劇場の機能は、「学習機能」「交流機能」「発信・創造機能」に分けられる。現在2千数百ある全国の劇場を、約200の「つくる劇場」、約200の「見る劇場」、そして約2,000の「交流集会施設」いわば市民参加のための施設に階層化しようとするのが劇場法の趣旨である。

- ・劇場の機能として一般的に考えられている「鑑賞機能」は、劇場がもつ様々な機能のごく一部にすぎない。これまでは鑑賞事業が中心であったが、交通の便が発達した現在では、鑑賞だけでは劇場の責務を果たせない。
 - ・90年代以降、箱物行政が批判され、劇場の外（学校、病院等）へ出て行くアウトリーチや、体験型ワークショップなどが開催されるようになり、さらに市民参加型ミュージカル等が開催されるようになってきた。
 - ・「市民参加事業」は、子ども等には非常に有効だが、行政の予算を多額に投入する必要はないと思う。
-
- ・劇場の行う「創造・発信」型の事業と「市民参加」型の事業を混同してはならない。
 - ・「発信・創造」事業は、税金を投入して作品をつくり、県民の誇りという無形の財産、あるいは県外、国外へ作品を持って行き、きちんと資金を回収できる可能性がある有形の財産をつくり出すものである。
-
- ・「つくる劇場」には、国の予算が1館あたり約1億円つき、その代わり国内外に通用する作品（市民や国の財産）をつくってもらうこととしている。びわ湖ホールは、この「つくる劇場」に入らなければならない。
 - ・「つくる劇場」の設置基準として、「芸術監督」「劇場専属の専門職のプロデューサー」そしてできれば「教育担当プロデューサー」を置くことが必要である。
 - ・まず、劇場のミッションは何かということを確認にすることが必要であり、そのミッションを実現できるような芸術監督を選任しなければならない。
 - ・芸術監督の仕事は、劇場のミッションのもと、限られた予算の配分をどうするか、その劇場のもつ強みは何か、を考えるとともに、館の顔としての対外広報、さらに自らのもつコネクションを活用することである。
 - ・芸術監督がきちんとプログラムに責任をもつことによって、東京資本に頼らずに世界レベルの作品をつくり、地域の劇場同士が作品を買い支えあうというシステムをつくりたい。
 - ・作品創作に携わるアーティスト等をプロ化する一方、地域のアーティストには、地域の教育に携われるような仕組みを考えている。国では平成22年度から演劇とダンスによるコミュニケーション教育の予算が2億円ついており、最終的には200億円まで伸ばすことを目標としている。
-
- ・劇場は生き物なので、「創造」しなければ死ぬ。創造しない劇場は、受付や警備を含め職員の態度が悪いことが多い。創造する劇場は、全職員がつくる参加意識が高まり、質は必ず上がる。劇場につくる責務を負わせることが重要。
 - ・「見る劇場」であっても、つくる過程（市民参加型でも）に参加したり、職員を交流することなどが必要である。
 - ・滋賀県も多くの公共文化施設があるが、きちんと階層化した中で、無駄なく予算を使うことが、舞台芸術に関するこれからの文化行政に求められている。

- ・評価については、現在、政府において日本版のアーツ・カウンシル（芸術評議会）をつくることが検討課題になっている。イギリスのアーツ・カウンシルが参考になるが、公共ホールの評価は非常に難しいので、日本でも独立した評価機関が必要である。評価機関の最大のポイントは事務局機能であり、事務局職員が実際に全国を見て回って評価報告書をあげて、最終的に有識者が判断できる仕組みを整備することが必要である。
- ・以上、文科省や私の願望も含めた話であるが、今後、省庁間での縦割りを排して、全体として文化政策をきちんと決めていくことが大切である。

会長代理

- ・芸術監督等はどうのような資格をもった人になるのか。

平田委員

- ・4～5月頃に芸団協および国の文化審議会文化政策部会で劇場法のたたき台を出し、8月頃に法案ができるのではないかと。
- ・芸術監督、プロデューサーはおそらく審査で決めることになるだろう。私案だが、アーツ・カウンシルから芸術監督候補を推薦し、最終的に地域で決定することにしようか。
- ・劇場の職員に関しては、地域創造がもっているノウハウを生かして、講習会を制度化して、その受講を義務化などすればどうか。

知事

- ・劇場に関わる人材の育成は非常に大事だと考えるが、例えば博物館の学芸員は、学芸員としての仕事ができず中途半端な形になっている。空洞化しない制度にするためにはどのような工夫が必要か。

平田委員

- ・劇場法が成立してから、人材育成など様々なことが落ち着くのは10年かかると思うので、10年のロードマップをつくりたい。
- ・フランスの高等師範やイギリスのアーツ・カウンシルのような、人材を養成する仕組みが必要である。
- ・イギリスのアーツ・カウンシルは、人材養成のファームのようなもので、現場を経験した優秀な人材が国や地方の文化行政に関わっていくという流れができていく。滋賀県でも人材育成に関わる長期戦略が必要である。

委員

- ・演劇以外の分野（音楽、古典芸能など）は劇場法ではどのような取扱になるのか。

平田委員

- ・芸術監督制が広まると、前衛的な作品ばかりになって、大衆性がなくなるのではないかと危惧があるが、実際はそうはならない。大衆性、先進性、前衛性、国際性などのいろんな価値基準が全体としてバランスがとれていくようになる。
- ・国の舞台芸術に関する文化行政の問題点は2つあり、その象徴が新国立劇場である。1つは、国民の税金を使って作品をつくりながら、その作品を享受できるの

が首都圏の人達に限られていること。もう1つは、その作品を国内外に回して資金を回収するという前提が全くないことである。

- ・国立、県立を問わず、劇場がきちんと時間をかけて作品をつくり、長期的に資金を回収するシステムをつくれれば、作品の質は上がる。
- ・全ての舞台芸術をバランスよくやる劇場もあれば、特定の分野に特化して、それを個性として打ち出していく劇場があってもよい。

委員

- ・劇場法の成立が仮に遅くなったとしても、今の方向性自体はゆるぎないものか。

平田委員

- ・確約はできないが、できる限り最新情報をお伝えすることはできる。

委員

- ・ホールの階層化の具体的なイメージが分かりにくい。

平田委員

- ・「つくる」ことを第一のミッションとする劇場と、「鑑賞する」ことをミッションとする劇場と、「集会施設の機能」をもつものに分ける。今は「つくる劇場」でも市民参加型の作品をつくるなどしており、経済効率も悪い。
- ・薄く広く、ポリシーなく予算をばらまくのではなく、人材育成を含めて10年ぐらいかけてシステムを整備することにより、予算を効率よく使うことが可能になる。

会長代理

- ・イギリスのアーツ・カウンシルは国内に4つ程あり、そこがアーティストの採用や予算配分を決める代理執行機関となっている。アームズ・レングスの原則（行政は金を出すけど口は出さない）が働いている一方、ガバナンスも非常に厳しく問われる組織となっている。平田委員は日本でも、また各県でもそういった機関が必要だと提言されている。

平田委員

- ・アーツ・カウンシルは戦後、イギリスが植民地を失っていく過程で、そのナショナル・アイデンティティを芸術文化に求めるといった趣旨でつくられた。是非、滋賀県でもアーツ・カウンシルを視野に入れて検討していただきたい。

東 幸代 委員 「生活文化について」

- ・生活文化は歴史・伝統・土着性がある継承を基本としたオリジナル文化であり、生活そのものである。一般的に、文化は「芸術文化」と「文化財」が2つの大きな柱であり、「生活文化」を含めて考える滋賀県の文化振興条例は大変特徴的である。
- ・生活文化の振興という観点からは、そもそも府県が主導すべきなのか、住民や市町を単位として考えるべきなのかは議論のあるところである。
- ・いずれにしても、特定地域の生活文化を振興するのではなく、各地域の良さを大切にしていくことが重要である。
- ・滋賀県に特徴的な「生活文化」としては、繊維産業（衣）・琵琶湖の産物（食）・カバタ（住）・アオズリン農業（生業）・ヨシ帯（風景）などがある。

- ・特徴的なものである必要があるかは議論があるところである。
- ・生活文化は居住地に対する誇りや愛着を高めること、また住み続けたい滋賀の基本になるものである。居住地のカテゴリーは、「家」「集落」「市町」「県」と重層的である。
- ・生活文化の一つの切り口として「風景」があげられる。風景は生活文化の結晶であるが、滋賀は集落（区）ごとに風景を形成してきたため、集落構成員の認識に注目することが第一である。
- ・重要文化的景観の指定に際しても、琵琶湖岸が最初に取り上げられたのは、滋賀県にとって琵琶湖は、文化的な発展などに大きな影響力をもっていたからである。また水は現代的な問題でもあり、全県民の合意が得やすい。
- ・こうしたことから生活文化の振興としてまず県が取り組みやすいのは、「琵琶湖」「水」というテーマではないか。
- ・集落に対する誇りや愛着を醸成するためには、そこに住んでいる住民自らが、水に関する地域の良さを発見し、その価値を認識してもらうことが必要である。こうした「水と集落の物語の発見」に力を入れ、地道に援助していくことで、生活文化の振興の具体化ができる。
- ・滋賀県そのものに対する誇りや愛着を醸成するためには、これぞ滋賀県というものの、例えば生活文化の分野に関わるような軽くて日持ちするような土産品を、県内の大学生を巻き込んで開発ができないだろうかと考えている。

委員

- ・滋賀県には約4万人の大学生がいるが、毎年1万人が入れ替わり、全国や世界へ飛び出している。彼らのほとんどは、滋賀には琵琶湖があることだけ知って飛び出しており、大変もったいない。彼らに琵琶湖そのもの、滋賀県の生活文化に触れてもらうことにより、滋賀県の宣伝マンになってもらいたい。
- ・大学生も学習船「うみのこ」を体験してもらえないかと思っている。
- ・滋賀県文化振興条例に「芸術文化」「文化財」に加えて「生活文化」があげられていることは滋賀県らしく、素晴らしいことである。滋賀県のオリジナリティを考えていくうえで、やはり生活文化の視点は欠かせない。

委員

- ・滋賀県には、何でも手間暇かけて製品をつくるという「お手間入り」という言葉がある。
- ・県民の芸術や文化に対する目を養い、最終的に滋賀ブランドにつながっていけば良い。

委員

- ・文化のセンスをどう磨くか、またそのきっかけづくりが必要である。例えば、びわ湖ホールなどを活用して、県民（滋賀県の大学生など）が、週1回、あるいは

月1回でも、低料金で質の高い芸術に触れる機会をつくり、そこからセンスを磨き、文化的な意識を高めるような施策ができないだろうか。

委員

- ・住民自身は、存在が当たり前で気づかない、けれども非常に価値のある良いものが滋賀県にはたくさんあると思う。
- ・景観法で規定されている「美しく良好な風景」は基準があいまいであるが、生活文化の分野から補える余地があるのではないか。

委員

- ・「芸術文化」と「生活文化」にはいろいろな役割分担があるが、まず、「芸術文化」に触れていないと「生活文化」を理解し、発見することができない。
- ・地方分権が進むと、行政以外にまちづくりのリーダーシップをとれる人材、すなわち「文化的リーダーシップをとれる人材」が必要である。そのような人材を育てる機関として、劇場はとても重要である。

会長代理

- ・まちづくりには「若者」「ばかもの」「よそもの」が必要だとよく言われる。つまり、このまちをこうしたいという夢や、内部資源を分かっている人材がいないと駄目である。しかし、それは外部評価を受けないとアイデンティティが明確にならない。
- ・集落に沢山ストックされている資産をフロー化し、外部に発散しないといけない。
- ・県内の大学生4万人を内部資源として定着させることも効果があるだろう。
- ・本物の市民を1%つくれば、必ずまちは変わる。コア人材を本気になって育成していくことが重要である。
- ・文化的な意識を高めるためのチャンスとセンスを多く供給することは大変有効で「滋賀の大学生ならびわ湖ホールへ自由に行ける」というのも一つの着想である。

中島 誠一 委員 「博物館運営について」

- ・博物館と入館者を考えるとき、入館者数が博物館の質を判断するすべての価値基準ではない。しかしながら、博物館の経営という視点からすると、集客を重視する必要があり、矛盾したことになる。
- ・集客できる展示と、集客できそうにないが博物館としてやらなければならない展示とを明確に差別化し、そのバランス、調整をすることが非常に大事である。
- ・長浜城歴史博物館の入館者は、展示を見に来る人が2割程度で、あとは城の形を見たい人や展望台に上がりたい人が多い。長浜城は、昭和53年に堀を全部埋め、駅の近くに観光の拠点となるようにつくり、まちの活性化にはつながったと思う。
- ・一方、高島の大溝城は、天守閣は建てないという方針が明確に出ており、景観はきちり保存されている。今となってはどちらが良かったかは疑問。
- ・長浜の黒壁も、以前は建物を保存し、伝統工芸品を展示することが考えられたが、結果的にガラス館となり、一時期非常に高揚したが、今後ずっと続くかは疑問。

- ・地元の生んだ本物、近江ブランドと言われたものが、結果的には生き残るという気がする。
- ・入館者が伸び悩んだ原因としては、次のような理由が考えられる。
 - 社会的要請に展示内容が呼応せず、市民の興味の動向を真剣に考えていなかったこと。
 - 学芸員が自分の研究を全面に出しすぎて、一般の県民が「何が分からないか」がいつの間にか館職員にも分からなくなっていたこと。
 - 博物館の中で事務職と専門職が対立し、ともに結束して目標を達成していこうという職場の気概が喪失していたこと。
- ・博物館を評価するとき、赤字を出していないかどうかの最低基準ではなく、市民が自分の地域の文化に触れて、興味を抱き、もっと知りたいとか、地域を誇りに思うなどの知的満足感を満たすかどうかという視点が大切である。
- ・博物館・資料館の支援者を増やすことが館の存亡を決める。博物館等は行政からの全面的財政支援に頼るだけでなく、職員（特に学芸員）自らが時代の要請を真摯に問い直し、意識改革を行い、そして市民と連携していくことが必要である。

委員

- ・学芸員の資格はないが、地域には歴史文化をずっと研究してきた方たちが沢山いるので、その方たちと連携することで、輪を広げることができる。
- ・図書館や博物館は、「現物」と「調べる」という視点で、特に次世代の子どもたちにつないでいくことが必要である。

委員

- ・本日の3つのテーマの話の聞き、この3つをつなげるものは何かを考えていたが、それは「創造」ではないか。「本物」「オリジナリティ」「継承」という言葉がでてきたが、これらはもともとつくられたものである。生活文化、芸術文化などを考えるとき、静的なものとして考えるのではなく、それを継承したり、つなぐときのプロセスに、何か創造的なもの、平たく言えば、やっていて面白いと思うもの、魅力的な部分が必要だと思う。

会長代理

- ・「生活の道具」は滋賀県でもっとも大事な遺産であり、「生活文化」を考えるときに、欠かせないものである。
- ・例えば、近江箆笥や朽木盆など、滋賀県にはすごくいいものがあるにもかかわらず、県民はそのことをあまり知らずに、どんどん県外へ流出していつている。こうした生活の道具をきちんと継承し、見せていくことも大切である。
- ・美術館・博物館の館長の使命が変わってきており、学芸員の延長で館を運営するのは限界にきている。こうした中で、やはりそれぞれ館のミッションを明確にしていくことが非常に大事である。

委員

- ・博物館発の観光タクシーができないか。博物館を見学したあと、関連する場所

へ学芸員の案内ですぐに行けるような仕組みができれば面白い。

中島委員

- ・団体で来られるときには、学芸員が研修室で話をしたあと、現地へ一緒に行くという取組は従来から行っている。また、観光バスに学芸員が同乗することも、月に2回ぐらいは行っている。

委員

- ・このアイデアを実現するには、国土交通省の規制緩和の問題とも関わってくるので、特区にするなど、あわせて検討する必要がある。

会長代理

- ・図書館と博物館との連携が必要であるという指摘はそのとおりである。
- ・博物館も、劇場と同じでクリエイティブでなければならない。
- ・博物館のミッションは市民のアイデンティティを明確にすることである。

(2) 県民の意見の反映方法について

委員

- ・アンケート対象者に「文化団体等」を「文化団体・NPO」とした方がよい。
- ・観光との連携の視点から、滋賀県在住の外国人の方々に意見を聞くのもよいのではないか。

委員

- ・より広く県民に意見を聞く考え方もあるが、条例に関する難しい点もあるので、県政モニターが県民と同等性があるということで調査されると考えてよいが。

事務局

- ・そうである。なお、より広く県民に聞くといった場合に、こういった手法が考えられるかについては、現在、検討中である。

(3) その他

委員

- ・「何を」「どう」文化振興していくか、文化振興の目的は何かということ、常に押さえて議論していかなければならない。行政は基本的に縦割りなので、民間団体や市民が横串を通すことが必要である。

知事

- ・「文化の自己決定能力」といったときの「自己」は県ではなく、住民そのものである。県民一人一人が生活文化に根ざしながら、かつ芸術文化のセンスを磨き、自分たちで自己決定能力を磨いていくことが大事である。
- ・そのためにはリーダーシップとなる人が大事。お金のシステム、人のシステム、そして心が元気になるシステムを県が黒子となつて作り、組織的に力を入れないといけないと思う。
- ・4月以降、県の組織改編をし、国際交流と観光をつないだ「観光交流局」を設立するが、次は「文化」をつないでいきたいと考えている。
- ・是非とも、県民が元気になるような文化振興基本方針をつくっていきたい。